

## オープンカウンター方式による見積依頼公告

本調達には「電子調達システム」を利用した手続きにより実施するものとする。ただし、「紙」による見積書の提出も可とする。

令和8年4月24日

支出負担行為担当官  
近畿農政局長 志知 雄一

### 1 オープンカウンター方式による見積合わせに付する事項

- (1) 件 名 空調服外11件購入
- (2) 仕 様 等 仕様書のとおり
- (3) 納 入 期 限 仕様書のとおり
- (4) 納 入 場 所 仕様書のとおり

### 2 見積参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度 農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」に格付けされている、近畿地域の競争参加資格者であること。又は、令和7・8・9年度近畿農政局随意契約登録者名簿の登録者であること。
- (4) 公告の日から5の見積合わせの日までの間において、近畿農政局長から、近畿農政局物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領（平成26年10月8日付け26近総第449号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請があり、指名を行わないこととした者に該当しない者であること。

### 3 仕様書等の交付場所及び問い合わせ先

#### (1) 紙媒体による交付場所及び問い合わせ先

〒602-8054 京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町  
近畿農政局会計課 調達係 藤堂  
電話 075-414-9046

#### (2) 電子媒体による交付場所

- ア 電子調達システム <https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101>
- イ 近畿農政局ホームページ <https://www.maff.go.jp/kinki/soumu/kaikei/order/index.html>

#### 4 見積書の提出場所及び期限

##### (1) 見積書の提出場所

上記3の(1)または(2)アに同じ

##### (2) 見積書の提出期限

令和8年5月15日(金)17時00分まで(行政機関の休日を除く。)に、上記3の(1)宛てに持参若しくは郵送(書留郵便に限る。)又は電子調達システムにより送信すること。

なお、全省庁統一資格を有する者である場合は、参加資格を証明する書類(競争参加資格証明書の写し)を併せて持参若しくは郵送すること。(電子調達システムによる場合は必要ない。)

#### 5 見積合わせの日時及び場所

(1) 日時 令和8年5月18日(月) 10時00分から

(2) 場所 近畿農政局入札室(地階)

#### 6 オープンカウンター方式による見積依頼公告等に関する質問

この見積依頼公告及び仕様書に対する質問や同等品申請がある場合は、令和8年5月11日(月)17時00分までに、電子メールにより提出すること。提出の際は下記を参考にすること。

1. 提出先: [kinki\\_kaikei@maff.go.jp](mailto:kinki_kaikei@maff.go.jp)

2. メール件名: 「空調服外11件購入」質問について

3. メール本文への記載事項: 案件名、事業者名、担当者名、連絡先電話番号、質問内容

なお、電子メールでの提出が困難な場合は、書面(様式任意)を上記3(1)あてに持参することも認める。ただし、電話による質問は受け付けない。

回答は、令和8年5月13日(水)に近畿農政局ホームページに掲載する。

#### 7 その他

本公告に記載なき事項は、近畿農政局オープンカウンター方式実施要領による。

#### お知らせ

1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。詳しくは、当省のホームページ

([https://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403\\_jigyousya.pdf](https://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403_jigyousya.pdf))をご覧ください。

2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について(令和2年7月17日閣議決定)に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。

3 農林水産省では電子調達システムを利用した電子入札・電子契約を推進しています。

詳しくは調達ポータルホームページ(<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/resources/app/html/beginner.html>)をご覧ください。